

釧路市林業事業体等人材育成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 釧路市内林業事業体又は市内に所在する森林組合の職員等が、林業に関する専門的・実務的技能の習得や資質の向上を図るため、研修の受講に要する経費又は資格取得に要する経費の一部について市が補助金を交付するものとし、その交付については、釧路市林業振興条例施行規則（平成17年10月11日規則第202号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、釧路市内に主たる事業所を置く林業事業体（北海道林業事業体登録制度に登録があるもの）、及び市内に事務所が所在する森林組合とする。

(補助対象経費)

第3条 第2条に定める事業体又は森林組合に勤務する職員等が、下記に掲げる一般研修、又は資格取得に要する経費で下記に掲げるものとする。

(1) 一般研修

次の①～③の研修機関が実施する研修を受講するために要する旅費、又は受講に要する経費のいずれかとする。但し、国・都道府県及び他団体による既存の助成制度があるものを除く。

- ① 国・北海道
- ② 林業担い手支援センター、国立研究法人や公益財団法人などの林業関係団体
- ③ ①又は②に準ずるもので、市長が認めるもの

(2) 資格取得

森林整備を目的とした地域課題対応への資格の取得であって、市長が認めるもの。

- ①森林組合職員が森林保全目的で有害鳥獣駆除を行うための狩猟免許取得に要する経費
- ②森林施業プランナーの資格取得に要する経費
- ③その他市長が認めるもので、認定申請料など取得が確実となった段階で要する経費。

(補助金額)

第4条 補助対象経費、補助率、上限額は下表のとおりとする。

	補助対象経費	補助率	上限額
(1) 一般研修	第3条(1)に要する経費の旅費又は受講費	旅費又は受講費いずれかの2分の1以内	30,000円/人
(2) 資格取得	①狩猟免許 猟友会講習会・警察署への 初心者講習会申込料相当分 (1人につき1回のみ) ②森林施業プランナー 認定申請料相当分 (1人につき1回のみ) ③その他市長が認めるもの	①②10分の10 ③2分の1以内	①～③ 30,000円/人

(補助交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする事業体または森林組合は、当該研修の受講前、資格取得については認定申請前に、あらかじめ別記第1号様式の交付申請書により市長に申請しなければならない。

2 補助金交付申請書には、事業計画書及び事業予算書ならびに次にあげる書類を添付しなければならない。

- (1) 経費の積算根拠がわかるもの（見積書等）
- (2) 雇用保険・社会保険加入関係書類（写）
- (3) 資格取得又は合格したことを証明する書類（資格取得の場合）

（補助の決定）

第6条 市長は、交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適切と認められる場合は別記第2号様式により、当該事業体または森林組合に交付決定を通知するものとする。

（実績報告）

第7条 前条の規定により交付決定を受けた事業体または森林組合は、職員が当該研修を受講した後、資格取得については認定申請を行った後1か月以内に、別記第3号様式の実績報告書を提出しなければならない。

2 実績報告書には事業決算書並びに次にあげる書類を提出しなければならない。

- (1) 経費を証明する書類（領収書等の写し）
- (2) 研修報告書（任意様式）
- (3) 資格取得を証明する書類の写し（資格取得の場合のみ）

（額の確定）

第8条 市長は、前条の実績報告書が提出されたときは、内容を審査し、妥当と認められる場合は補助事業者へ額の確定を通知するものとする。

（補助金交付決定の取消し等）

第9条 市長は、補助金交付決定の通知を受けた者又は補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金交付の決定を取消し、又はすでに交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 当該研修を受講しなかった、又は資格取得を取得しなかったとき
- (2) 実施報告書等が期日まで提出されなかった場合
- (3) その他規則で定める場合

（書類の提出部数及び様式）

第10条 規則及びこの要綱の規定による市長に提出する書類は1部とし、その様式は別紙で定めるところによる。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。